

# 歴史に学び、今を生きる

## — 宗教団体靖国神社の今 —

西川重則  
〔政教分離の会〕事務局長

### I 揺れる靖国神社

湯浅貞宮司が、「将来は、私どもは国へお返ししたい」と発言しましたが、その意味は何でしょうか。また、「靖国神社崇敬奉替会」会長・山内豊秋氏が、「国家護持」を要望しましたが、その背景は何でしょうか。どちらも比較的最近の発言であります。

現在、靖国神社は宗教法人靖国神社として、その目的は、以下の通り、宗教法人「靖国神社」規則第3条に明記されています。

「明治天皇の宣らせ給うた『靖国』の聖旨に基き、国事に殉ぜられた人々を奉斎し、神道の祭祀を行ひ、その神徳をひろめ、本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者を教化育成し、社会の福祉に寄与し、その他本神社の目的を達成するための業務を行ふことを目的とする」(一九五二年八月一日、宗教法人靖国神社の設立を公告)。

揺れる靖国神社の意味・背景を理解するために、靖国神社の戦後史を報告したい。

### II 第1期 廃絶の危機の下で

日本の敗戦（一九四五・八・十五）によって、靖国神社は、占領軍から軍国主義の精神的支柱の役割を担ったと見なされ、廃絶の危機にさらされました。さまざまな経緯の後、靖国神社は、信教の自由・政教分離の原則に基づく宗教法人の道を選択しました。

#### 第2期 靖国神社法案提出の下で

一九六九年六月三十日、靖国神社法案が提出されました。靖国神社は同法案が提出される前の一九六九年五月十五日、同法案の提出に賛意を表明し、法案成立に際し、宗教法人を離脱し、特殊法人に移行する手続を明らかにしました（「靖国神社宗教法人離脱声明」）。

#### 第3期 靖国神社法案を拒否

靖国神社法案は、当時成立必至の状況でした。しかし、一九七四年六月三日、参院段階で、審議未了・廃案となりました。なぜ成立しなかったのかについて、私たちには不明でしたが、その後その理由が明らかになりました。要因は、靖国神社が、同法案の不安定性に気づき、最終的に同法案の成立に反対するに至ったことにあります。

一九七四年五月十三日、衆院法制局見解（「靖国神社法案の合憲性」）を知らされた靖国神社は衝撃を受け、同法案に対して、反対する立場を取るという予想し得ない結末となったのです。

#### 第4期 宗教法人の道求めつつ

一九八五年八月十五日、中曽根康弘首相（当時）が戦後初めての閣僚らと集団公式参拝を行いました。その際、

松平永芳宮司（当時）は、非礼な首相に対し、強い不快感を抱き、その後、政治との癒着から自由にされた道を選ぶようになりました。職員に対して、宗教法人の道を示唆した宮司の発言は従来の靖国神社観を一変させるに十分な態度だったと思います。その結果、私がインタビューしたある職員は、宗教法人の道に希望を見出す趣旨の発言をされました。そして、民間の支持団体とも必ずしも同じ考えでないこともうかがうことができました。

一方、一九八五年八月十五日の靖国神社の出来事およびその後の対応が一般に正確に理解されなまま、日本の政治状況は大きく変わりつつありました。

#### 第5期 国家（政府）の意思の表明としての野中発言に直面

一九九九年八月六日、野中広務内閣官房長官（当時）は、靖国神社問題の解決をめざし、四つの柱を設け、記者会見で発表しました。

それは、私的発言でなく、官房長官としての発言であり、マスコミは官房長官発言を一斉に報道し、その影響は大きく、今日まで続いています。とくに、靖国神社および支持者の反応は、殊の外大きかったと思います。

野中発言は、靖国神社問題にとどまらず、日本の国のあり方にかかわる問題として、私自身、重大な関心をもって、その行くえに注目しています。宗教団体・宗教法人である靖国神社、宗教に対する国家（政府）の意思とは何でしょうか。

#### Ⅲ 戦前の歴史に学ぶ

さて、ここで靖国神社の創建（一八六九年六月二九日）から、敗戦に至るまでの七十六年にわたる歴史について考

えてみたい。

(1)もともと東京招魂社として創建されました。東京という特定の場所に創建された「招魂社」という意味を持っています。

(2)十年後の一八七九年六月四日、靖国神社と改称されました。天皇の勅命によって創建された靖国神社という意味を持っており、日本の国の全領域に、強い影響を及ぼす、天皇の神社靖国という評価と位置づけが国民の心を支配する結果となりました。

(3)別格官幣社に列せられ、内務・陸軍・海軍に管轄され、祭典は陸軍・海軍の二省の官員が行いました。

創建そのものが、明治天皇の勅命によったとされたことから、天皇のため、国のために戦った人々を合祀する神社として、先に述べたように、別格官幣社に列せられ、同時に靖国神社と改称されたのです。その意味は大きく、戦後の今日でも、特別な神社と見なす人々がいるほどです。

招魂社という名称から、靖国神社と改称することによって、天皇の国を安国とする神社という意味を、教育によって国民に知らせることとなり、すぐれて国家性の強い神社としての地位を確保するに至ったことは広く知られています。

天皇の「御親拝」および靖国神社の祭典を陸軍・海軍の官員が行うことによって、その特色が一段と鮮明になりました。

また合祀の選別は厳しく、官軍と賊軍との峻別によって、天皇のために忠節をつくした人々(官軍の立場)だけが合祀の対象とされ、敵味方の別なく用うかつての思想は否定されました。

天皇を最高の祭り主とする靖国神社は、文字通り、天皇の神社靖国として、敗戦までの七六年の歴史を歩むこととなりました。

#### IV 宗教団体・宗教法人靖国神社の今

—— 私たちにとって、靖国神社問題とは

戦後の靖国神社は、宗教法人靖国神社としての歩みを選択しましたが、その歴史は、理念と現実の間で試行錯誤をくり返す歴史でした。現在再び揺れる靖国神社の傾向にあるのは、それなりの理由があるのです。

私たちは、靖国神社一三一年の歴史から、何を学ぶかを自らに問う必要があります。他山の石として貴重な教訓を多く見出すことができます。

戦前・戦中の靖国神社が侵略戦争の精神的支柱としての役割を担ったことは否定できませんが、一方靖国神社の成立過程そのものがまさに天皇および天皇の国の意思によって創建されたものであり、しかも陸軍・海軍の官員によつて祭典が行われたことは周知の事実となっています。そのことは、旧憲法体制下の靖国神社においては、新憲法体制下の靖国神社と異なり、祭典の執行の自由が与えられていなかったということを意味します。

戦時中、宮司が陸軍大将といった報告がなされていますが、祭典について知識のない陸軍大将が行う祭典とは、どんな祭典だったのでしょうか。また、専門職の宮司、職員たち、多くの参列者は陸軍大将が行う祭典をどう見ていたのだろうか。

靖国神社が別格官幣社として高い地位を与えられ、国庫供進金の恩恵に浴したということは、自律宗教としての道を閉ざされていたということであり、今では自明の信教の自由・政教分離についての原体験を享受する機会を奪われていたことを意味します。

したがって、戦後五十五年にわたる間にさまざまな経験をくり返した靖国神社が、先に触れたように、一九八五年以降、宗教法人の道に希望を見出そうとした試みは極めて重要かつ貴重な選択肢として特筆すべき出来事と言わねばなりません。

## V 私たちの課題

私は、靖国神社法案国会提出をめぐる諸問題を通して、信教の自由・政教分離の原則の保持・確立の重要性を痛感しました。そして戦前・戦中において、宗教界が国家権力によって保護・監督の下に置かれた政治支配の歴史をくり返してはならないと思っています。

皇室祭祀と民間宗教の問題、民間宗教の中の公認宗教あるいは宗教団体が成立した後の結社の問題その他多くの問題が国家権力による政治支配の下、複雑な様相を呈した歴史を学び続ける必要を訴えています。

そのような中で、靖国神社も天皇を頂点とする天皇制・国家神道体制にあって、より具体的には、軍事主義に基づく政治支配から自由たり得ず、加害と被害の間に揺れ動く相剋の歴史に直面せざるを得なくなった深刻な一面をも知りました。

私たちキリスト者にとって、靖国神社問題は、今日改めて、神社・非宗教論にかかわる歴史的・思想的・信仰的葛藤の歴史を想起させる緊急かつ重要な問題となっています。

靖国神社が、野中発言を契機として、再び揺れる靖国神社の側面を露呈したことは、同時に、私たちに対する重大な挑戦を意味しています。野中発言の本質——有事法制下の靖国神社問題——は、ひとつの宗教団体・宗教法人的靖国神社の問題ではなく、すべての宗教・すべての人々に対する国家（政府）の意思の表明としての靖国神社国家

護持・国家管理政策そのもの予兆であると受けとめるべき出来事であったと言いうことです。

歴史に学び、今を生きるとは、私たち宗教者が、それぞれが属する宗教界にあって、再び国家権力による政治支配に屈服することなく、信仰と良心の自由の戦いを不断に戦う姿勢を堅持しつつ、国家（政府）によって保護・監督される公認宗教の道を拒否し、信教の自由・政教分離の原則を保持・確立する道を歩み続けることではないでしょうか。

自律性の宗教の確立をめざす日々の歩みは、天皇制・国家神道体制下の歴史、侵略と加害をくり返した歴史に学びつつ、正義と平和を創り出すために、有事法制下の今を生きることではないでしょうか。改憲問題・教育改革問題・靖国神社および護国神社問題・軍事化と軍拡化・天皇制文化などを視野に入れつつ、今を生きる責任と課題について自己吟味しつつ生きることではないでしょうか。

「不断の警告は自由の代償」という古諺、第一次世界大戦終結（一九一八・十一月）八十二周年を心に刻みつつ。

### 〈参考図書〉

西川重則『天皇の神社靖国 増補版 有事法制下の靖国神社問題』（二〇〇〇円、梨の木舎）